



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年3月6日金曜日 第691号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

- 知事指定薬物の指定.....(業務衛生課) .....82
- 土地改良区の合併による解散.....(農地整備課) .....82
- 海岸保全区域の指定.....(港湾海岸課) .....82
- 海岸保全区域の指定の一部改正(2件).....( ) .....85
- 兼用工作物の管理の方法について.....(南予地方局八幡浜土木事務所) .....85
- 医師の指定.....(福祉総合支援センター) .....85
- 指定医師の辞退の届出.....( ) .....86
- 特定計量器の定期検査の実施.....(計量検定所) .....86

### 公安委員会規則

- 愛媛県警察組織規則等の一部を改正する規則.....(警察本部警務課) .....87

### 公営企業告示

- 落札者等の告示.....(公営企業管理局総務課) .....90

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第143号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和8年3月6日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 薬物の名称

- (1) (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[4-(トリメチルシリル)ベンゾイル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】1SB-LSD

- (2) 1-[1-(3-クロロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類

【通称名】3Cl-PCP, 3-Chloro-PCP

- (3) 4-メチル-1-(2-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類

【通称名】2me-PiHP, 2me-PHiP, 2-methyl-a-PiHP, 2-methyl-a-PHiP  
(4) プロパン-2-イル 1-(1-フェニルエチル)-1H-イミダゾール-5-カルボキシラート及びその塩類

【通称名】Isopropoxate

#### 2 指定の理由

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第6号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

#### 3 効力発生の日

令和8年3月7日

### ○愛媛県告示第144号

八幡浜市真穴土地改良区は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により、八幡浜市土地改良区と合併したので令和8年2月27日解散した。

令和8年3月6日

愛媛県知事 中村時広

### ○愛媛県告示第145号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、次のとおり海岸保全区域を指定する。

令和8年3月6日

愛媛県知事 中村時広

海岸名	市 町	主管省	管理者	区 域
伊予灘沿岸 鹿峰海岸	松山市	国土交通省	愛媛県知事	基点1から基点12までを順次結んだ線並びに補助点9、補助点8、補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域 基点及び補助点の表示(角度の表示は、真北) 基準点1は、松山市河野中須賀316-2地先の標柱(X座標105.057.207、Y座標-67.713.327の地点)

				<p>基点1は、基準点1から129度02分20秒31.66mの地点          基点2は、基点1から255度26分31秒87.90mの地点          基点3は、基点2から237度00分00秒19.00mの地点          基点4は、基点3から209度50分00秒53.00mの地点          基点5は、基点4から194度30分00秒160.00mの地点          基点6は、基点5から196度00分00秒73.00mの地点          基点7は、基点6から199度00分00秒99.00mの地点          基点8は、基点7から206度50分00秒87.00mの地点          基点9は、基点8から212度50分00秒40.00mの地点          基点10は、基点9から216度20分00秒116.00mの地点          基点11は、基点10から213度00分00秒40.00mの地点          基点12は、基点11から129度00分00秒107.00mの地点          補助点9は、基点12から210度00分00秒45.41mの地点          補助点8は、基点11から230度00分00秒94.32mの地点          補助点7は、基点11から274度00分00秒91.00mの地点          補助点6は、基点10から298度00分00秒117.00mの地点          補助点5は、基点8から297度00分00秒101.00mの地点          補助点4は、基点6から281度30分00秒101.00mの地点          補助点3は、基点3から317度00分00秒146.00mの地点          補助点2は、基点2から17度19分01秒55.38mの地点          補助点1は、基点1から344度56分24秒45.49mの地点</p>
伊予灘沿岸 河原海岸	松山市	国土交通省	愛媛県知事	<p>基点1から基点13までを順次結んだ線並びに補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1を結んだ線により囲まれた区域。          基点14から基点16までを順次結んだ線並びに補助点9、補助点8及び基点14を結んだ線により囲まれた区域（小川漁港区域を除く）          基点17から基点20までを順次結んだ線並びに補助点12、補助点11、補助点10及び基点17を結んだ線により囲まれた区域（小川漁港区域を除く）          基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）          基準点1は、松山市粟井河原365-38地先の標柱（X座標104,309.566、Y座標-67,976.356の地点）</p> <p>基点1は、基準点1から358度53分12秒25.03mの地点          基点2は、基点1から119度20分00秒133.00mの地点          基点3は、基点2から217度00分00秒91.00mの地点          基点4は、基点3から295度00分00秒112.00mの地点          基点5は、基点4から276度30分00秒99.00mの地点          基点6は、基点5から184度00分00秒208.00mの地点          基点7は、基点6から194度00分00秒103.00mの地点          基点8は、基点7から190度00分00秒39.13mの地点          基点9は、基点8から212度00分00秒33.00mの地点          基点10は、基点9から190度00分00秒72.00mの地点          基点11は、基点10から197度00分00秒94.00mの地点          基点12は、基点11から197度23分41秒87.96mの地点          基点13は、基点12から260度00分00秒25.00mの地点          基点14は、基点13から182度00分00秒215.79mの地点          基点15は、基点14から177度00分00秒38.00mの地点          基点16は、基点15から208度00分00秒167.16mの地点          基点17は、基点16から212度00分00秒593.00mの地点          基点18は、基点17から223度00分00秒34.00mの地点          基点19は、基点18から156度00分00秒45.00mの地点          基点20は、基点19から186度00分00秒31.00mの地点          補助点12は、基点20から274度30分00秒79.00mの地点          補助点11は、基点18から297度00分00秒78.00mの地点          補助点10は、基点17から299度50分00秒84.35mの地点          補助点9は、基点16から299度50分00秒119.99mの地点          補助点8は、基点14から267度30分00秒117.00mの地点          補助点7は、基点13から308度00分00秒84.00mの地点          補助点6は、基点10から255度00分00秒119.00mの地点          補助点5は、基点9から295度00分00秒139.00mの地点          補助点4は、基点6から287度00分00秒141.00mの地点          補助点3は、基点5から282度00分00秒155.00mの地点          補助点2は、基点5から349度00分00秒87.61mの地点          補助点1は、基点4から19度00分00秒54.12mの地点</p>
伊予灘沿岸 立岩海岸	松山市	国土交通省	愛媛県知事	<p>基点1から基点15までを順次結んだ線並びに補助点13、補助点12、補助点11、補助点10、補助点9、補助点8、補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域（北条港港湾区域を除く）          基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）          基準点1は、松山市大浦159地先の標柱（X座標110,780.646、Y座標-67,364.701の地点）</p> <p>基点1は、基準点1から32度51分07秒42.15mの地点          基点2は、基点1から138度20分00秒107.00mの地点          基点3は、基点2から143度00分00秒52.00mの地点          基点4は、基点3から150度00分00秒53.00mの地点          基点5は、基点4から164度00分00秒55.00mの地点          基点6は、基点5から169度00分00秒93.00mの地点          基点7は、基点6から166度00分00秒47.00mの地点          基点8は、基点7から166度00分00秒39.00mの地点          基点9は、基点8から134度20分00秒202.00mの地点          基点10は、基点9から175度50分00秒310.00mの地点          基点11は、基点10から181度00分00秒112.00mの地点          基点12は、基点11から191度30分00秒90.00mの地点          基点13は、基点12から203度30分00秒86.00mの地点          基点14は、基点13から208度00分00秒88.00mの地点          基点15は、基点14から217度30分00秒241.62mの地点          補助点13は、基点15から279度30分00秒199.32mの地点          補助点12は、基点14から292度00分00秒177.00mの地点</p>

				<p>補助点11は、基点13から292度00分00秒124.00mの地点          補助点10は、基点11から266度00分00秒129.00mの地点          補助点9は、基点10から301度00分00秒138.00mの地点          補助点8は、基点9から285度00分00秒144.00mの地点          補助点7は、基点8から251度00分00秒76.00mの地点          補助点6は、基点7から237度00分00秒69.00mの地点          補助点5は、基点6から234度00分00秒192.00mの地点          補助点4は、基点5から228度00分00秒285.00mの地点          補助点3は、基点2から233度00分00秒319.00mの地点          補助点2は、基点1から239度20分00秒212.00mの地点          補助点1は、基点1から234度13分00秒71.00mの地点</p>
伊予灘沿岸 新開海岸	松山市	国土交通省	愛媛県知事	<p>基点1から基点11までを順次結んだ線並びに補助点10、補助点9、補助点8、補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域（北条港湾区域を除く）          基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）          基準点1は、松山市北条辻1312地先の標柱（X座標107,473.340、Y座標-67,324.938の地点）          基点1は、基準点1から68度30分37秒26.65mの地点          基点2は、基点1から171度20分00秒147.13mの地点          基点3は、基点2から174度50分00秒250.00mの地点          基点4は、基点3から178度20分00秒70.00mの地点          基点5は、基点4から190度00分00秒81.00mの地点          基点6は、基点5から188度20分00秒116.00mの地点          基点7は、基点6から116度00分00秒50.00mの地点          基点8は、基点7から204度00分00秒63.00mの地点          基点9は、基点8から289度00分00秒46.00mの地点          基点10は、基点9から211度50分00秒250.00mの地点          基点11は、基点10から170度25分51秒63.90mの地点          補助点10は、基点11から205度32分12秒48.83mの地点          補助点9は、基点10から240度47分56秒118.67mの地点          補助点8は、基点10から293度00分00秒148.00mの地点          補助点7は、基点6から285度00分00秒150.00mの地点          補助点6は、基点5から279度00分00秒147.00mの地点          補助点5は、基点3から307度00分00秒201.00mの地点          補助点4は、基点2から262度00分00秒172.00mの地点          補助点3は、基点2から278度30分00秒178.00mの地点          補助点2は、基点1から224度00分00秒157.00mの地点          補助点1は、基点1から263度30分00秒121.91mの地点</p>
豊後水道東 沿岸魚神山 海岸	愛南町	国土交通省	愛媛県知事	<p>基点1から基点30までを順次結んだ線並びに基点30から補助点31、補助点30、補助点29、補助点28、補助点27、補助点26、補助点25、補助点24、補助点23、補助点22、補助点21、補助点20、補助点19、補助点18、補助点17、補助点16、補助点15、補助点14、補助点13、補助点12、補助点11、補助点10、補助点9、補助点8、補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1を順次結んだ線及び補助点1と基点1を漁港区域境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域。          基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）          基準点1は、愛南町魚神山1033番1地先の標柱（X座標6,795.836、Y座標-101,719.436の地点）          基点1は、基準点1から299度12分00秒19.53mの地点          基点2は、基点1から72度30分00秒59.00mの地点          基点3は、基点2から92度00分00秒70.00mの地点          基点4は、基点3から117度30分00秒88.00mの地点          基点5は、基点4から131度00分00秒188.00mの地点          基点6は、基点5から69度00分00秒66.00mの地点          基点7は、基点6から21度00分00秒105.00mの地点          基点8は、基点7から350度00分00秒92.00mの地点          基点9は、基点8から23度00分00秒148.00mの地点          基点10は、基点9から89度00分00秒180.00mの地点          基点11は、基点10から102度00分00秒110.00mの地点          基点12は、基点11から144度00分00秒61.00mの地点          基点13は、基点12から129度00分00秒254.00mの地点          基点14は、基点13から142度00分00秒153.00mの地点          基点15は、基点14から192度00分00秒6.45mの地点          基点16は、基点15から84度00分00秒23.00mの地点          基点17は、基点16から120度00分00秒51.00mの地点          基点18は、基点17から59度00分00秒80.00mの地点          基点19は、基点18から92度00分00秒52.00mの地点          基点20は、基点19から45度00分00秒51.00mの地点          基点21は、基点20から96度00分00秒52.00mの地点          基点22は、基点21から129度00分00秒65.00mの地点          基点23は、基点22から103度00分00秒62.00mの地点          基点24は、基点23から154度00分00秒96.00mの地点          基点25は、基点24から92度00分00秒119.00mの地点          基点26は、基点25から129度00分00秒147.00mの地点          基点27は、基点26から152度00分00秒59.00mの地点          基点28は、基点27から181度00分00秒192.00mの地点          基点29は、基点28から197度00分00秒110.00mの地点          基点30は、基点29から219度00分00秒70.00mの地点          補助点31は、基点30から239度00分00秒86.00mの地点          補助点30は、基点30から267度00分00秒68.00mの地点          補助点29は、基点29から317度00分00秒104.00mの地点          補助点28は、基点27から275度00分00秒90.00mの地点          補助点27は、基点26から253度00分00秒84.00mの地点          補助点26は、基点25から179度00分00秒99.00mの地点          補助点25は、基点25から209度00分00秒93.00mの地点          補助点24は、基点24から174度00分00秒78.00mの地点          補助点23は、基点24から223度00分00秒106.00mの地点          補助点22は、基点23から225度00分00秒100.00mの地点</p>

補助点21は、基点22から225度00分00秒88.00mの地点  
 補助点20は、基点19から178度00分00秒102.00mの地点  
 補助点19は、基点18から180度00分00秒96.00mの地点  
 補助点18は、基点17から194度00分00秒105.00mの地点  
 補助点17は、基点15から208度00分00秒145.00mの地点  
 補助点16は、基点14から262度00分00秒119.00mの地点  
 補助点15は、基点13から218度00分00秒99.00mの地点  
 補助点14は、基点13から254度00分00秒111.00mの地点  
 補助点13は、基点12から178度00分00秒131.00mの地点  
 補助点12は、基点11から218度00分00秒107.00mの地点  
 補助点11は、基点10から206度00分00秒123.00mの地点  
 補助点10は、基点9から171度00分00秒144.0mの地点  
 補助点9は、基点8から113度00分00秒79.00mの地点  
 補助点8は、基点7から106度00分00秒124.00mの地点  
 補助点7は、基点6から84度00分00秒111.00mの地点  
 補助点6は、基点6から119度00分00秒116.00mの地点  
 補助点5は、基点5から131度00分00秒137.00mの地点  
 補助点4は、基点5から165度00分00秒122.00mの地点  
 補助点3は、基点4から171度00分00秒168.00mの地点  
 補助点2は、基点4から206度00分00秒106.00mの地点  
 補助点1は、基点1から146度20分00秒142.23mの地点

○愛媛県告示第146号

海岸保全区域の指定（昭和33年3月愛媛県告示第275号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月6日

愛媛県知事 中村 時 広

別表3の表鹿峰の項及び河原の項を削る。

○愛媛県告示第147号

海岸保全区域の指定（昭和32年9月愛媛県告示第721号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月6日

愛媛県知事 中村 時 広

別表立岩の項、新開の項及び魚神山の項を削る。

○愛媛県告示第148号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、護岸と農道との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月6日

愛媛県南予地方局長 大崎 陳 洋

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川千丈川水系千丈川	千丈川左岸護岸	八幡浜市郷3番耕地1043番5から八幡浜市3番耕地1040番5まで	農道管理者 八幡浜市土地改良区 理事長 上田 浩志

2 管理の内容

(1) 農道専用施設（路面（路盤までの部分を含む）、路肩、農道の附属物その他の専ら農道の管理上必要な施設又は工作物で、図面に緑で着色した範囲をいう。以下同じ。）の新設（農道の附属物に係るものに限る。）、改築、維持または修繕

(2) 原則として、農道専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

令和8年2月26日から農道の存続する日まで

○愛媛県告示第149号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和8年3月6日

愛媛県知事 中村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢 体 不 自 由	脳神経内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	桑垣 詩 織	東温市志津川	令和8年3月1日

○愛媛県告示第150号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和8年3月6日

愛媛県知事 中村時広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
聴覚障害、平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	林 祐志	東温市志津川	令和8年2月26日

○愛媛県告示第151号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、八幡浜市、西宇和郡伊方町、宇和島市、南宇和郡愛南町、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、西予市、大洲市及び喜多郡内子町の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に規定する特定計量器の検査は、令和8年4月1日から12月28日までの間において実施する。

令和8年3月6日

愛媛県知事 中村時広

検査日時	検査場所	検査区域	対象となる特定計量器
令和8年10:30から 4月6日15:00まで	八幡浜市宮内公民館	八幡浜市	非自動はかり (計量法施行 令第5条第1 号又は第2号 に掲げるもの 及び同政令附 則別表第2に 掲げるものを 除く。) 分銅 定量おもり 定量増おもり
〃 7日10:30から 11:30まで	J A西宇和 真穴共選選果場		
〃 7日13:30から 15:30まで	神山地区公民館		
〃 8日10:30から 15:00まで	八幡浜市役所		
〃 9日10:30から 15:00まで	八幡浜市役所		
4月13日11:00から 14:30まで	三崎総合体育館	伊方町	備考 特定計量器検 定検査規則第 39条第1項第 5号の規定に より、その所 在の場所で実 施することと した定期検査 に係る特定計 量器は、ひよ う量が500キ ログラムを超 える非自動は かりとする。
〃 14日11:00から 14:30まで	瀬戸町民センター		
〃 15日10:30から 11:30まで	伊方町町見公民館		
〃 15日13:00から 15:00まで	伊方町中央公民館		
5月8日10:30から 14:00まで	宇和島市農村生活 文化ふれあい交流館	宇和島市	
〃 11日11:00から 16:00まで	岩松公民館		
〃 12日10:00から 11:00まで	定期船待合所 日振島ポケットパーク		
〃 12日13:00から 14:00まで	J Aえひめ南 宇和海第二支所		
〃 12日14:30から 15:30まで	J Aえひめ南 嘉島出張所		
〃 13日10:00から 12:00まで	下灘公民館		
〃 13日14:00から 16:00まで	宇和島市役所 宇和海支所		
〃 14日10:30から 15:00まで	吉田公民館		
〃 15日10:30から 12:00まで	J Aえひめ南 玉津支所		
〃 15日13:30から 14:30まで	J Aえひめ南 奥南支所		
〃 18日10:30から 16:00まで	宇和島市役所		
〃 19日9:00から 16:00まで	宇和島市役所		
〃 20日9:00から 11:30まで	宇和島市役所		

6月1日11:00から 13:00まで	愛南町役場 内海支所	愛南町
〃 1日14:00から 16:00まで	西海町民会館	
〃 2日9:00から 11:30まで	愛南町役場 (旧)一本松支所	
〃 2日13:00から 16:00まで	城辺保健福祉センター	松野町
〃 3日9:00から 12:00まで	御荘文化センター	
6月8日11:00から 15:00まで	松野町コミュニティ センター	
6月9日11:00から 14:30まで	鬼北町役場 日吉支所	鬼北町
〃 10日10:30から 15:00まで	中央公民館	
9月1日10:30から 12:00まで	西予市高山・宮野浦地域 づくり活動センター	西予市
〃 1日13:00から 15:00まで	西予市依津地域づくり 活動センター	
〃 2日10:30から 14:30まで	西予市狩江地域づくり 活動センター	
〃 3日11:00から 15:00まで	西予市 三瓶支所	
〃 4日11:00から 12:00まで	西予市惣川地域づくり 活動センター	
〃 7日11:00から 14:30まで	西予市乙亥会館	
〃 8日10:30から 14:30まで	西予市 城川支所	
〃 9日10:30から 15:00まで	西予市役所	
〃 10日10:30から 14:00まで	西予市役所	
10月1日10:30から 12:00まで	八多喜コミュニティ センター	
〃 1日13:30から 15:00まで	上須戒コミュニティ センター	
〃 2日10:00から 15:00まで	長浜スポーツセンター	
〃 5日10:00から 14:00まで	新谷コミュニティ センター	
〃 6日11:00から 14:00まで	大洲市役所 河辺支所	
〃 7日10:30から 12:00まで	大洲市役所 肱川地区複合公共施設	
〃 20日10:30から 15:00まで	大洲市総合福祉センター	
〃 21日10:30から 15:00まで	大洲市総合福祉センター	
10月14日10:00から 12:00まで	J A愛媛たいき 大瀬支所	内子町
〃 14日13:00から 15:00まで	内子町林業センター	
〃 15日10:00から 15:00まで	内子町役場 内子分庁舎	
〃 16日10:00から 14:30まで	内子町役場	

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第2号

愛媛県警察組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月6日

愛媛県公安委員会委員長 佐 伯 鈴 乃

愛媛県警察組織規則等の一部を改正する規則

(愛媛県警察組織規則の一部改正)

第1条 愛媛県警察組織規則(平成17年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(隊長)</p> <p><b>第9条</b> _____交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に、隊長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。</p> <p>2 省略</p> <p>(副隊長)</p> <p><b>第12条</b> _____交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に、副隊長を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。</p> <p>2 省略</p> <p>(課長補佐等及び指導官)</p> <p><b>第14条</b> 課に課長補佐、専門幹、班長又は副班長(以下「課長補佐等」という。)を、監察官室に室長補佐又は専門幹を置き、警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。課長補佐等及び室長補佐は、担当事務について課長又は監察官室長を補佐し、部下職員を指揮監督する。</p> <p>2 省略</p> <p>(生活環境課)</p> <p><b>第36条</b> 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) <u>盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(令和7年法律第75号)に関すること。</u></p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(刑事部の分課)</p> <p><b>第37条</b> 刑事部に、次の6課及び1所 _____を置く。</p> <p>刑事企画課 機動捜査分析課 捜査第一課 捜査第二課 組織犯罪対策課 鑑識課 科学捜査研究所</p> <p>(刑事企画課)</p> <p><b>第38条</b> 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p><u>(機動捜査分析課)</u></p>	<p>(隊長)</p> <p><b>第9条</b> <u>機動捜査隊</u>、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に、隊長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。</p> <p>2 省略</p> <p>(副隊長)</p> <p><b>第12条</b> <u>機動捜査隊</u>、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に、副隊長を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。</p> <p>2 省略</p> <p>(課長補佐等及び指導官)</p> <p><b>第14条</b> 課に課長補佐____、班長又は副班長(以下「課長補佐等」という。)を、監察官室に室長補佐_____を置き、警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。課長補佐等及び室長補佐は、担当事務について課長又は監察官室長を補佐し、部下職員を指揮監督する。</p> <p>2 省略</p> <p>(生活環境課)</p> <p><b>第36条</b> 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(刑事部の分課)</p> <p><b>第37条</b> 刑事部に、次の5課、1所及び1隊を置く。</p> <p>刑事企画課</p> <p>捜査第一課 捜査第二課 組織犯罪対策課 鑑識課 科学捜査研究所 <u>機動捜査隊</u></p> <p>(刑事企画課)</p> <p><b>第38条</b> 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>犯罪統計に関すること。</u></p> <p>(8) <u>捜査支援に関すること。</u></p> <p>(9) 省略</p>

**第38条の2** 機動捜査分析課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 機動力を用いた犯罪捜査活動に関すること。
- (2) 事件発生時の初動捜査に関すること。
- (3) 特定の広域重要事件に係る捜査に関すること。
- (4) 犯罪統計に関すること。
- (5) 捜査支援に関すること。

**第44条** 削除

(警衛対策課)

**第54条の2** 警衛対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)・(2) 省略
- (3) 令和10年度国民文化祭（以下「国文祭」という。）の開催に伴う警衛に関すること。
- (4) 国文祭の開催に伴う連絡調整に関すること。

(デジタル総合戦略室)

**第60条** 省略

- 2 省略
- 3 デジタル総合戦略室に、室長を置き、警視又は警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。
- 4 省略

**第61条** 省略

(組織改革推進室)

**第61条の2** 警務課に、組織改革推進室を附置する。

- 2 組織改革推進室は、第26条第3号から第5号まで及び第13号の事務をつかさどる。
- 3 組織改革推進室に、室長を置き、警視又は警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。
- 4 室長は、上司の命を受け、組織改革推進室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(広域機動捜査班)

**第72条** 機動捜査分析課に、広域機動捜査班を附置する。

- 2 広域機動捜査班は、第38条の2第3号の事務をつかさどる。
- 3 広域機動捜査班に、班長を置き、警部の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 班長は、上司の命を受け、広域機動捜査班の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(暴力団・薬物・銃器対策室)

**第73条** 組織犯罪対策課に、暴力団・薬物・銃器対策室を附置する。

- 2 暴力団・薬物・銃器対策室は、第41条第1号から第5号まで及び第7号（匿名・流動型犯罪グループ対策室の所掌に属するものを除く。）の事務をつかさどる。
- 3 暴力団・薬物・銃器対策室に、室長を置き、警視の階級にある

(機動捜査隊)

**第44条** 機動捜査隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 機動力を用いた犯罪捜査活動に関すること。
- (2) 事件発生時の初動捜査に関すること。
- (3) 特定の広域重要事件に係る捜査に関すること。

(警衛対策課)

**第54条の2** 警衛対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)・(2) 省略

(デジタル総合戦略室)

**第60条** 省略

- 2 省略
- 3 デジタル総合戦略室に、室長を置き、警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。
- 4 省略

**第61条** 省略

(捜査支援室)

**第72条** 刑事企画課に、捜査支援室を附置する。

- 2 捜査支援室は、第38条第7号及び第8号の事務をつかさどる。
- 3 捜査支援室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 室長は、上司の命を受け、捜査支援室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(特殊詐欺対策室)

**第72条の3** 組織犯罪対策課に、特殊詐欺対策室を附置する。

- 2 特殊詐欺対策室は、第41条第2号の事務をつかさどる。
- 3 特殊詐欺対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 室長は、上司の命を受け、特殊詐欺対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(暴力団対策室)

**第73条** 組織犯罪対策課に、暴力団対策室を附置する。

- 2 暴力団対策室は、第41条第1号及び第4号（暴力団犯罪に関するものに限る  
）の事務をつかさどる。
- 3 暴力団対策室に、室長を置き、警視の階級にある

警察官をもって充てる。

4 室長は、上司の命を受け、暴力団・薬物・銃器対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(匿名・流動型犯罪グループ対策室)

**第74条** 組織犯罪対策課に、匿名・流動型犯罪グループ対策室を附置する。

2 匿名・流動型犯罪グループ対策室は、第41条第2号から第5号まで及び第7号(暴力団・薬物・銃器対策室の所掌に属するものを除く。)の事務をつかさどる。

3 匿名・流動型犯罪グループ対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

4 室長は、上司の命を受け、匿名・流動型犯罪グループ対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

**第75条** 削除

**第76条** 削除

(組織及び運営)

**第78条** 科学捜査研究所\_\_\_\_\_、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊並びに警察本部の課の附置機関に係る組織及び運営に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

(警察署)

**第79条** 省略

2～4 省略

5 課に、課長又は専門幹を置き、警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。課長及び専門幹は、課の事務を掌理し、その担当事務について署長を補佐する。

6～8 省略

警察官をもって充てる。

4 室長は、上司の命を受け、暴力団対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(薬物・銃器対策室)

**第74条** 組織犯罪対策課に、薬物・銃器対策室を附置する。

2 薬物・銃器対策室は、第41条第3号

\_\_\_\_\_の事務をつかさどる。

3 薬物・銃器対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

4 室長は、上司の命を受け、薬物・銃器対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(組織犯罪捜査室)

**第75条** 組織犯罪対策課に、組織犯罪捜査室を附置する。

2 組織犯罪捜査室は、第41条第1号から第7号までの事務をつかさどる。

3 組織犯罪捜査室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

4 室長は、上司の命を受け、組織犯罪捜査室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(広域機動捜査班)

**第76条** 機動捜査隊に、広域機動捜査班を附置する。

2 広域機動捜査班は、第44条第3号の事務をつかさどる。

3 広域機動捜査班に、班長を置き、警部の階級にある警察官をもって充てる。

4 班長は、上司の命を受け、広域機動捜査班の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(組織及び運営)

**第78条** 科学捜査研究所、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊並びに警察本部の課の附置機関に係る組織及び運営に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

(警察署)

**第79条** 省略

2～4 省略

5 課に、課長を置き、警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。課長は、課の事務を掌理し、その担当事務について署長を補佐する。

6～8 省略

(愛媛県警察職員の定数に関する規則の一部改正)

**第2条** 愛媛県警察職員の定数に関する規則(昭和41年公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織別定数) <b>第2条</b> 職員の組織ごとの定数は、愛媛県警察本部の課、監察官室、科学捜査研究所_____、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊、警察学校並びに警察署の区分に応じて、公安委員会が定める。	(組織別定数) <b>第2条</b> 職員の組織ごとの定数は、愛媛県警察本部の課、監察官室、科学捜査研究所、 <u>機動捜査隊</u> 、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊、警察学校並びに警察署の区分に応じて、公安委員会が定める。

(警察教養規則施行細則の一部改正)

**第3条** 警察教養規則施行細則(平成6年公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(愛媛県警察本部教養課長の責務)</p> <p><b>第4条</b> 愛媛県警察本部教養課長は、警察教養の実施に関し、愛媛県警察本部の課長、監察官室長、科学捜査研究所長_____、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長、警察学校校長並びに警察署長（以下「所属長」という。）と緊密な連携を保持し、警察教養の効果的な推進に努めなければならない。</p>	<p>(愛媛県警察本部教養課長の責務)</p> <p><b>第4条</b> 愛媛県警察本部教養課長は、警察教養の実施に関し、愛媛県警察本部の課長、監察官室長、科学捜査研究所長、<u>機動捜査隊長</u>、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長、警察学校校長並びに警察署長（以下「所属長」という。）と緊密な連携を保持し、警察教養の効果的な推進に努めなければならない。</p>

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

**公営企業告示**

**○愛媛県公営企業告示第2号**

次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月6日

愛媛県立中央病院長 中西 徳彦

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
感染性廃棄物処理業務委託（処分） 約440,000キログラム	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日町83番地	令和8年2月18日	松山容器株式会社 松山市南吉田町2145番地1	198円 (1キログラム)	一般競争入札	令和7年12月23日